

サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策  
評価制度（SCS 評価制度）  
評価機関指定手順

2026 年 9 月 11 日

SCS 評価制度 制度運営機関

## 目次

|       |                                   |    |
|-------|-----------------------------------|----|
| 第1章   | 総則.....                           | 4  |
| 1.1   | 適用.....                           | 4  |
| 1.2   | 用語定義.....                         | 4  |
| 1.3   | 引用規程等.....                        | 4  |
| 第2章   | 新規指定審査.....                       | 4  |
| 2.1   | 申請.....                           | 4  |
| 2.1.1 | 申請書の提出 .....                      | 4  |
| 2.1.2 | 申請書及び添付資料の受付 .....                | 5  |
| 2.1.3 | 申請料の請求 .....                      | 5  |
| 2.2   | 書類審査.....                         | 5  |
| 2.2.1 | 審査計画の策定 .....                     | 5  |
| 2.2.2 | 書類審査の実施 .....                     | 5  |
| 2.2.3 | 技術検証実施体制の確認 .....                 | 6  |
| 2.2.4 | 内部規程及び文書の整備確認 .....               | 6  |
| 2.2.5 | 申請者への通知 .....                     | 7  |
| 2.3   | ヒアリング審査.....                      | 7  |
| 2.4   | 不適合の指摘及び改善（新規） .....              | 7  |
| 2.5   | 評価機関の指定に関する決定及び通知（新規） .....       | 7  |
| 2.5.1 | 審査終了報告書の作成 .....                  | 7  |
| 2.5.2 | 指定委員会による決定及び制度運営機関による通知（新規） ..... | 7  |
| 2.5.3 | 指定料の請求（指定の場合） .....               | 8  |
| 2.5.4 | 指定の通知及び有効期間 .....                 | 8  |
| 2.5.5 | 指定事業者情報の公開 .....                  | 8  |
| 2.6   | 審査記録の保管.....                      | 8  |
| 第3章   | 更新審査.....                         | 8  |
| 3.1   | 更新申請 .....                        | 8  |
| 3.2   | 更新審査の実施.....                      | 8  |
| 3.2.1 | 書類審査及びヒアリング審査 .....               | 8  |
| 3.3   | 不適合の指摘及び改善（更新） .....              | 9  |
| 第4章   | 指定の取消審査.....                      | 9  |
| 4.1   | 発動事由 .....                        | 9  |
| 4.2   | 手続 .....                          | 9  |
| 第5章   | 変更届出.....                         | 9  |
| 5.1   | 変更届出が必要な事項.....                   | 9  |
| 5.1.1 | 変更後 30 日以内に届出が必要な事項 .....         | 9  |
| 5.1.2 | 変更前に届出が必要な事項 .....                | 10 |

|       |                            |    |
|-------|----------------------------|----|
| 5.2   | 届出手続.....                  | 10 |
| 5.3   | 変更内容審査.....                | 10 |
| 5.4   | 第三者評価を適正に実施し得ない状態への対応..... | 10 |
| 第6章   | 調査の実施.....                 | 11 |
| 6.1   | 定期サーベイランス.....             | 11 |
| 6.1.1 | 目的及び対象 .....               | 11 |
| 6.1.2 | 実施手続 .....                 | 11 |
| 6.2   | 臨時サーベイランス.....             | 12 |
| 6.2.1 | 目的及び対象 .....               | 12 |
| 6.2.2 | 実施手続 .....                 | 12 |
| 6.3   | 記録の保持.....                 | 13 |
| 第7章   | 異議の申出.....                 | 13 |
| 7.1   | 申出の対象及び方法.....             | 13 |
| 7.2   | 審査及び通知.....                | 13 |

## 第1章 総則

### 1.1 適用

本手順は、サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SCS 評価制度）における評価機関の指定及び監督を行うための手順及び方法を定める。

### 1.2 用語定義

本手順で用いる用語の定義は、評価機関指定基準 1.2 に定めるもののほか、基本規程による。

### 1.3 引用規程等

次に掲げる規程等は、本手順で引用される限りにおいて、本手順の一部を構成する。ただし、基本規程、評価機関指定規則及び評価機関指定基準は、本手順の上位に位置する文書である。

- ① 基本規程
- ② 指定委員会規則
- ③ 評価機関指定規則
- ④ 評価機関指定基準
- ⑤ 技術検証事業者指定基準

## 第2章 新規指定審査

本章は、評価機関として新たに指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請から、指定委員会による指定可否の決定までのプロセスおよび制度運営機関による手続を定める。

### 2.1 申請

#### 2.1.1 申請書の提出

新規に指定を申請する者は、評価機関指定基準、評価機関指定手順（本手順）を確認の上、指定の申請様式に必要事項を記入し、代表者又による記名押印又は電子署名の上、制度運営機関に提出する。

申請者は、申請書を提出する際は、次の各号の資料を添付する。

- ① 評価機関指定規則 2.1.2 各号のいずれにも該当しないことその他制度運営機関が定める事項を誓約する宣誓書
- ② 技術検証の項目ごとの実施形態（自ら実施／委託）、委託先、委託範囲及び責任分界を記載した資料並びに委託契約書又は業務仕様書（案を含む。）
- ③ ★4 評価責任者及び★4 評価従事者の配置状況並びに、IPA が提供する研修を当該要員が受講していることを証する資料
- ④ 制度運営機関が指定する研修事業者が提供する研修については、評価機関指定基準 3.1①(ウ)後段に規定する日が到来している場合に限り、その受講を証する資料

- ⑤ 評価機関指定基準 2.14 に定める内部規程及び文書
- ⑥ 既に内部監査又はマネジメントレビューを実施している場合にあつては、その実施状況を示す資料

### 2.1.2 申請書及び添付資料の受付

制度運営機関は、申請を受け付けた際、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）が所定どおりに提出されているかを確認する。この時点では、内容の審査は行わない。申請書等に不備がある場合、制度運営機関は申請者に対し所定の期日までに再提出を求めるものとする。期日までに再提出がない場合は申請を受理しない。

### 2.1.3 申請料の請求

申請書等が所定どおりに提出されていると判断した場合、制度運営機関は申請者に対して申請受理の旨の通知とあわせて申請料を請求する。申請料は、申請書等の内容の確認から審査完了までに要する費用を含むものとする。申請料の納付が確認されるまでは審査を開始しない。制度運営機関が申請料を請求した日から 1 か月を超えて納付がないときは、制度運営機関は、当該申請に係る手続を終了し、その旨を申請者に通知することができる。

## 2.2 書類審査

### 2.2.1 審査計画の策定

制度運営機関は、申請内容に基づき、審査計画を策定する。審査担当者と申請者との間に利益相反がないことを事前に確認し、その結果を審査記録に記載する。

### 2.2.2 書類審査の実施

制度運営機関は、申請書等に関して書類審査を実施する。書類審査では、申請者が提出した宣誓書、申請様式及びすべての添付書類の記載内容について、評価機関指定基準への適合性を審査する。

制度運営機関は、書類審査においては、提出書類に基づき、次に掲げる事項を確認する。

- ① 法人要件
- ② 欠格事由への該当の有無
- ③ 品質管理体制
- ④ 評価実施体制
- ⑤ 技術検証実施体制
- ⑥ 評価結果の一貫性を確保するための手続
- ⑦ 公平性の確保
- ⑧ 債務及び財務
- ⑨ 非差別的条件
- ⑩ 外部委託の管理
- ⑪ 秘密保持及び情報保護管理体制

- ⑫ 異議の申出並びに苦情及び紛争の処理
- ⑬ 内部規程及び文書の整備
- ⑭ 評価機関指定基準第3章に定める評価要員要件への適合
- ⑮ 評価業務要件への適合
- ⑯ 内部監査に関する手続の整備状況及びその実施状況。ただし、新規指定の申請にあっては、評価機関指定基準 2.4 ただし書を踏まえ、手続の整備状況及び指定を受けた日から1年以内に実施する計画を確認すれば足りる。
- ⑰ マネジメントレビューに関する手続の整備状況及びその実施状況並びに記録。ただし、新規指定の申請にあっては、評価機関指定基準 2.5 ただし書を踏まえ、手続の整備状況及び指定を受けた日から1年以内に実施する計画を確認すれば足りる。
- ⑱ その他評価機関指定基準に定める要件への適合

制度運営機関は、審査結果を記録し、必要に応じて追加資料の提出を求めた上で、書類審査の結果を判定する。

### 2.2.3 技術検証実施体制の確認

2.2.2⑤の規定については、制度運営機関は、申請者が明示した技術検証の項目ごとの実施形態（自ら実施／委託）に応じ、次に掲げる事項を確認する。

- ① 自ら実施する項目がある場合
  - (ア) 申請者が技術検証事業者の指定を受けていること。ただし、当該指定を受けていない場合は、評価機関の指定の申請と同時に技術検証事業者の指定の申請が行われていること。この場合、技術検証事業者指定基準への適合性を併せて審査し、評価機関の指定は技術検証事業者の指定と同時にを行う。
  - (イ) 申請者が既に技術検証事業者の指定を受けている場合は、当該指定が有効であること。
  - (ウ) 評価の判断に直接関与する者と、技術検証の実務を担う者との職務分離が確保されていること。
- ② 委託する項目がある場合
  - (ア) 委託先が指定を受けた技術検証事業者であること。
  - (イ) 委託の範囲、責任分界及び再委託の可否（診断データの取扱いを含む。）が、委託契約書又は業務仕様書その他の文書により明確にされていること。
  - (ウ) 委託先の指定状況を、委託契約の締結時及び更新時並びに少なくとも年1回、制度運営機関が整備する指定機関台帳により確認する内部手続が整備されていること。併せて、委託先の指定が効力を失った場合の措置が定められていること。

制度運営機関は、自ら実施する項目と委託する項目の双方がある場合は、それぞれについて2.2.3①及び2.2.3②を確認する。

また、制度運営機関は、実施形態にかかわらず、申請者が診断データを保有しないための措置及び消去の手続を内部規程に定めていることを確認する。

### 2.2.4 内部規程及び文書の整備確認

2.2.2⑬の規定については、制度運営機関は、次に掲げる事項を確認する。

- ① 評価機関指定基準 2.14①各号に掲げる事項をすべて定めていること。
- ② 評価機関指定基準 2.14②各号に掲げる文書をすべて整備していること。

当該確認に当たっては、申請者から提出された文書の記載により行うことを原則とする。制度運営機関は、必要に応じて、当該内部規程及び文書における該当箇所を示す対照表その他の資料の提出を求めることができる。

### 2.2.5 申請者への通知

制度運営機関は、書類審査の結果を申請者に対して書面又は電磁的記録により通知する。

## 2.3 ヒアリング審査

制度運営機関は、書類審査のみでは確認が困難である場合その他必要がある場合は、音声又は映像、電子メール等によるヒアリング審査を実施することができる。

制度運営機関は、必要性の判断に当たっては、次に掲げる事項を例として、考慮する。

- ① 申請内容の重要部分に不明確な点がある場合
- ② 外部委託や技術検証実施体制の確認が必要な場合
- ③ 不適合事項の是正状況の確認が必要な場合

制度運営機関は、申請者の事業所における現地確認を、必要がある場合に限り実施することができる。

制度運営機関は、申請書等との整合性及び評価機関指定基準への適合状況を確認し、ヒアリング審査に際し、必要に応じて追加資料の提出を求める。

## 2.4 不適合の指摘及び改善（新規）

審査（書類審査及びヒアリング審査）において不適合が指摘された場合、制度運営機関は指摘事項を文書で発行する。申請者は、当該文書の受領日から 30 日以内に、改善報告書を提出する。改善が確認されない場合、制度運営機関は審査を打ち切ることができる。この場合において、制度運営機関は、その旨を指定委員会に報告する。

## 2.5 評価機関の指定に関する決定及び通知（新規）

### 2.5.1 審査終了報告書の作成

制度運営機関は、書類審査及びヒアリング審査の結果をとりまとめ、審査終了報告書を作成する。

### 2.5.2 指定委員会による決定及び制度運営機関による通知（新規）

指定委員会は、審査終了報告書に基づき審議した上で、申請者を評価機関に指定することの可否を決定する。制度運営機関は、決定の内容を申請者に通知する。指定を否とする旨の決定にあっては、その理由を付して通知する。

申請者が技術検証事業者の指定を同時に申請している場合、指定委員会は、当該技術検証事業者の指定の可否と整合するように評価機関の指定の可否を決定し、評価機関の指定は技術検証事業者の指定と同時にを行う。

### 2.5.3 指定料の請求（指定の場合）

指定委員会が指定を可と決定したときは、制度運営機関は申請者に指定料を請求する。納付期限から 1 か月を超えて納付がないときは、制度運営機関は、当該申請に係る手続を終了し、その旨を申請者に通知する。この場合において、既に納付を受けた申請料は返還しない。

### 2.5.4 指定の通知及び有効期間

制度運営機関は、指定料の納付があったときは、指定した旨を申請者に通知するとともに、指定機関台帳に追加する。指定の有効期間は、評価機関指定規則 3.3.5 に規定するとおり、指定した旨を通知した日から起算して 3 年間とする。

評価機関は、制度運営機関が発行する指定番号及び制度運営機関から評価機関として指定を受けた旨を業務に関する公開情報として明示することができる。

### 2.5.5 指定事業者情報の公開

制度運営機関は、指定を行った評価機関の情報を制度運営機関のウェブサイトで遅滞なく公開する。

## 2.6 審査記録の保管

制度運営機関は、書類審査及びヒアリング審査に係る審査記録を作成し、指定の有効期間の満了後 3 年間保存する。指定を否とする旨の決定をした場合又は 2.4 の規定により審査を打ち切った場合にあっては、当該打ち切りの日から 3 年保存する。

## 第3章 更新審査

本章は、指定の有効期間の満了に伴い、引き続き評価機関として指定を受けようとする評価機関が行う更新申請から、指定委員会による更新決定に至るまでの手続を定める。

### 3.1 更新申請

更新を希望する評価機関は、指定の有効期間が満了する 3 か月前までに、更新申請書類を制度運営機関へ提出する。

制度運営機関は、更新申請書類の提出が指定の有効期間の満了日前に行われている場合には、指定委員会が更新の可否を決定するまでの間、更新前の指定は、その有効期間の満了後もなおその効力を有するものとして取り扱う。この場合において、有効期間の満了後に経過した期間は、更新後の指定の有効期間に算入する。更新審査における書類審査から評価機関の指定の更新に関する決定及び通知までの手続は、第 2 章の規定を準用する。

### 3.2 更新審査の実施

#### 3.2.1 書類審査及びヒアリング審査

制度運営機関は、提出書類について評価機関指定基準への適合性を審査する。更新審査は指定事業者としての有効期間中の実績、苦情、調査（定期サーベイラン



ス及び臨時サーベイランス)の結果等を重点的に確認する。

### 3.3 不適合の指摘及び改善（更新）

更新審査において不適合事項が指摘された場合、制度運営機関は指摘事項を文書で通知する。この場合において、申請者は、当該文書の受領日から 30 日以内に改善報告書を制度運営機関へ提出する。

改善が確認されない場合、制度運営機関は更新審査を打ち切ることがある。この場合において、その旨を指定委員会に報告する。当該報告を踏まえて、指定委員会が更新を否とする旨の決定を行った時は、当該評価機関の指定は、有効期間満了日に失効する。

## 第4章 指定の取消審査

評価機関の取消しは、指定委員会規則及び評価機関指定規則の定めるところによる。本章は、その手続を定める。

### 4.1 発動事由

制度運営機関は、評価機関が評価機関指定規則の指定の取消しの事由に該当する事実、又はそれに類する事実が明らかになった場合、速やかに指定委員会にその旨を報告する。指定委員会は当該報告を受け、評価機関指定規則に基づき指定の取消しを審議する。

### 4.2 手続

制度運営機関は、取消しの事由に該当する事実が明らかになったときは、評価機関指定規則に基づき、事前に書面又は電磁的記録により評価機関に通知し、弁明の機会を与える。評価機関は、通知を受領した日から 10 日以内に書面又は電磁的記録により弁明することができる。制度運営機関は、弁明を受けたときは、その内容を指定委員会に報告する。口頭による弁明を希望する旨の申出があった場合、指定委員会は審議前に弁明の機会を与える。

## 第5章 変更届出

本章では、評価機関が制度運営機関に届け出るべき変更事項、届出時期及び届出手続について定める。

### 5.1 変更届出が必要な事項

#### 5.1.1 変更後 30 日以内に届出が必要な事項

評価機関は、次の事項に係る変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から 30 日以内にその旨を制度運営機関へ届け出る。

- ① 代表者、商号及び名称、又は主たる事務所の所在地
- ② 合併、分割、子会社化その他重大な組織体制

- ③ ★4 評価責任者又は★4 評価従事者
- ④ 評価部門の公平性及び独立性に重大な影響を及ぼす組織構成
- ⑤ 品質管理者又は情報保護管理者
- ⑥ 評価業務を行う組織単位又は当該部門の名称
- ⑦ その他評価機関指定規則 3.1.1 に規定する申請書類に記載した事項

#### 5.1.2 変更前に届出が必要な事項

次の事項に係る変更については、原則としてあらかじめ制度運営機関へ届け出る。やむを得ない事情により事前の届出ができなかった場合は、変更後 30 日以内に届け出る。

- ① 技術検証の項目ごとの実施形態（自ら実施／委託）、委託先、委託範囲又は責任分界
- ② 委託先技術検証事業者（技術検証の全部又は一部を委託する場合に限る。）

### 5.2 届出手続

評価機関は、変更内容を制度運営機関へ書面又は電磁的記録により届け出なければならない。

### 5.3 変更内容審査

制度運営機関は、変更の内容に応じ、変更を受理し、又は追加資料の提出を求めることができる。重大な不適合が認められる場合は、制度運営機関は、評価機関にヒアリングを行い、届出内容を確認し、必要に応じて指定委員会へ報告を行う。

制度運営機関は、必要に応じて、変更による影響評価、是正計画又は代替措置の内容に関する資料の提出を求めることができる。

変更により技術検証の項目を新たに自ら実施することとなる場合に、当該評価機関があらかじめ当該技術検証の実施に必要な範囲で技術検証事業者の指定を受けていないことを確認したときは、当該項目に係る変更を受理しない。

### 5.4 第三者評価を適正に実施し得ない状態への対応

評価機関は、5.1 に規定する事項に係る変更により、★4 評価責任者の欠員その他第三者評価を適正に実施し得ない状態が生じたときは、遅滞なくその旨を制度運営機関及び当該状態の影響を受ける★4 登録希望組織に通知する。また、当該状態が解消されるまでの間、新たな第三者評価の受任及び評価報告書の交付を行わない。

評価機関は、当該通知の日から 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した是正計画を、制度運営機関に提出する。

- ① 当該状態の原因及び影響範囲（影響を受ける可能性のある案件の一覧を含む。）
- ② 案件ごとの取扱い（中止、中断又は他の★4 評価責任者による引継ぎの別）
- ③ 解消の見込み及び時期（当該通知の日から 6 か月を超えない範囲で設定する。ただし、制度運営機関が必要と認めた場合は、この限りでない。）
- ④ 代替措置

制度運営機関は、5.4③に規定する時期までに当該状態が解消されないとき、又は是正

計画が提出されないときは、その旨を指定委員会に報告する。この場合における指定の取消しに係る手続は、第4章の規定を準用する。

## 第6章 調査の実施

制度運営機関は、評価機関が指定有効期間中においても評価機関指定規則、評価機関指定基準（以下「指定規則等」という。）に継続して適合していることを確認するため、定期サーベイランス及び臨時サーベイランスを実施する。本章は、当該調査について定める。

### 6.1 定期サーベイランス

#### 6.1.1 目的及び対象

定期サーベイランスとは、指定を受けた評価機関が指定規則等に継続して適合していることを確認するために、制度運営機関が計画的に実施する調査をいう。

対象は、指定を受けているすべての評価機関とし、制度運営機関は、指定の有効期間内に一定件数を抽出して実施する。抽出に当たっては、評価機関のリスクを考慮して対象を選定するとともに、公正性を確保するため、無作為抽出を組み合わせるものとする。

制度運営機関は、1年又は一定期間ごとに、抽出件数及び実施時期を定めた抽出計画を策定し、指定委員会に報告する。

#### 6.1.2 実施手続

定期サーベイランスは、次の手続で実施する。

- ① 事前通知  
制度運営機関は、原則として、対象となる評価機関に対し、調査の目的、範囲及び日程等を事前に通知する。
- ② 資料提出  
制度運営機関は、評価機関に対し、適合状況に関する資料その他必要な書類の提出を求める。提出資料に診断データは含まれない。
- ③ 調査の実施  
制度運営機関は、書面調査及び必要に応じてヒアリング等により適合状況を確認する。  
制度運営機関は、評価機関指定基準への適合状況を確認するために必要な記録として、内部監査記録、マネジメントレビュー記録、公平性に関する記録、異議の申出及び苦情処理記録その他の記録の提出を求めることができる。また、必要に応じて、実際の評価への立会い又は評価記録の抽出確認を行うことができる。
- ④ 評価及び判定  
制度運営機関は、調査結果に基づき、適合又は不適合の判定を行う。
- ⑤ 結果通知  
制度運営機関は、調査結果を当該評価機関に書面又は電磁的記録により通知する。
- ⑥ 是正確認

制度運営機関は、不適合事項が認められた場合には、是正措置を求め、その対応状況を確認する。制度運営機関は、指定した期日までに評価機関による是正措置の完了が認められない場合、その旨を指定委員会へ報告する。指定委員会は、報告内容を踏まえ、指定取消しの要否を審議し、決定する。

## 6.2 臨時サーベイランス

### 6.2.1 目的及び対象

- ① 臨時サーベイランスとは、外部からの通報、苦情その他の情報に基づき、又は指定委員会が必要と認めた場合に、特定の評価機関について指定規則等への適合状況を確認するために実施する調査をいう。
- ② 制度運営機関は、不正又は不適合の疑いがあると認められる評価機関を対象として、必要に応じて随時実施することができる。

### 6.2.2 実施手続

臨時サーベイランスは、次の手続で実施する。

- ① 情報の受付及び記録  
制度運営機関は、通報、苦情等の情報を受理し、その内容を記録する。
- ② 初期評価  
制度運営機関は、情報の信頼性及び重要性を評価し、調査の必要性を判断する。
- ③ 実施の決定  
制度運営機関は、必要と認める場合、臨時サーベイランスの実施について指定委員会に諮り、その承認を得て実施する。
- ④ 事前通知  
制度運営機関は、原則として、実施日時、場所及び対象事項を事前に当該評価機関に通知する。ただし、緊急を要する場合又は事案の重大性が高い場合は、予告なく実施することができる。
- ⑤ 調査の実施  
制度運営機関は、関係資料の確認及び 6.1.2③に掲げる方法により、事実関係及び適合状況を確認する。
- ⑥ 評価及び判定  
制度運営機関は、調査結果に基づき、適合又は不適合の判定を行う。
- ⑦ 結果通知  
制度運営機関は、調査結果を当該評価機関に書面により通知する。
- ⑧ 是正措置  
不適合事項が認められた場合には、制度運営機関は、評価機関に対して是正措置を求め、その対応状況を確認する。制度運営機関は、指定した期日までに評価機関が是正措置を講じない場合、その旨を指定委員会に報告する。指定委員会は、報告内容を踏まえ、指定取消しの要否を審議する。指定委員会の委員は、審議対象となる評価機関との間に審議の公平性に影響を及ぼすおそれのある利害関係を有するときは、当該案件の審議及び決定に関与しない。

### 6.3 記録の保持

制度運営機関は、サーベイランスに関する記録を法令、その他の規定に別段の定めがある場合を除き、指定の有効期間終了後少なくとも3年間、適切に保存する。

制度運営機関は、サーベイランスの実施に当たり、診断データ（評価機関指定基準1.2.3に規定する診断データをいう。）を保有しない。やむを得ずその提供を受けた場合は、当該サーベイランスの目的の達成後遅滞なくこれを消去し、消去した対象、方法及び実施日を記録する。この場合において、診断データは、前段に規定する記録に含めない。

## 第7章 異議の申出

### 7.1 申出の対象及び方法

指定を否とする旨の決定、指定の更新を否とする旨の決定、指定の取消し又は勧告若しくは要請を受けた者は、評価機関指定規則の定めるところにより、制度運営機関に対して異議を申し出ることができる。

### 7.2 審査及び通知

制度運営機関は、異議の申出を受理し、その内容を審査した上で、異議の申出を行った者に結果を通知する。審査に当たり、原決定に関与した者を当該審査に関与させてはならない。

異議の申出の手続、審査の方法その他必要な事項は、評価機関指定規則その他別に定めるところによる。

附則（2026 年 9 月 11 日）

- ① この手順は、2026年9月11日から施行する。

## 改定履歴

| 日付              | 改定内容 |
|-----------------|------|
| 2026 年 9 月 11 日 | 施行   |